

かみね史朗（日本共産党、京都市右京区）2013年06月28日

日本共産党のかみね史朗です。私は、議員団を代表して、府職員給与削減に関する10議案に反対する討論を行います。

反対理由の第一は、安倍内閣の不当な地方公務員給与削減に追従しているからであります。ことの発端は自民党が総選挙の公約で「公務員総人件費を国・地方合わせて2兆円削減する」ことをかかげ、2013年度予算からさっそく地方財政計画を決定し、具体化したものです。総務大臣は、その説明の中で「消費税について国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立って『隗より始めよ』の精神で更なる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要」と述べています。

今回の公務員給与の削減は、消費税増税を国民に押し付けることが狙いの一つであり、その実行のために、地方交付税を削減し、地方自治体におしつけたのであります。地方自治を根底から蹂躪する安倍内閣の暴挙に改めて強く抗議するものであります。

知事は、こうした国の横暴なやり方に対して、「二度とあってはならない」と主張したといわれましたが、一度でも決して許されません。経済財政諮問会議では、今後も同様の給与削減を行うよう求める意見が出されており、二度と繰り返さない保障はどこにもありません。

国の給与削減の押し付けが遺憾であると言うのであれば、府職員の給与削減を撤回することが筋であります。ところが、課長級の給与を国以上に10%削減するなど、国の給与削減方針をより積極的に実行しており、安倍内閣の暴挙に追従し、自治権を自ら放棄するものであるといわなければなりません。

反対理由の第二は、今回の職員給与の削減が、憲法が保障する労働基本権はく奪の代償措置としての人事委員会勧告に基づかないものであり、職員組合との合意なしに強行したことです。

昨日の総務環境常任委員会で府理事者は、人事委員会勧告に基づかなくても総合的な判断で職員給与の削減ができる旨強弁しましたが、こうした態度は人事委員会勧告制度を形骸化させるもので極めて重大であります。私の質問に人事委員会は人事委員会の勧告を尊重していただきたいと述べ、事実上今回の職員給与削減に問題があることを示唆しましたが、当然の答弁であります。

職員は、本来、憲法が保障する労働基本権をもっており、その代償措置としての人事院勧告を守ることは憲法上の義務であります。結局本府の態度は、職員がもつ労働基本権を侵害することにつながるものであり、とうてい認められません。

さらに、今回の職員給与の削減が、労働組合との交渉を席を立って一方的に打ち切り、合意のないまま提案されたことも重大です。地方公務員は労働契約法の適用除外となっていますが、職員との合意なくして不利益変更は認められないと規定した法律

の精神を尊重することは、憲法の遵守を義務付けられた知事と理事者の責任であります。その当然の責任を無視する態度は許されません。

職員団体のアンケートでは69%が撤回すべき、緩和すべきを合わせれば8割が見直し撤回を求めています。職員の理解と納得は得られていません。説明責任も果たしていません。職員の皆さんは、今回の問題が、地方自治の根幹に関わり、地域経済に深刻な影響をもたらすことから、強く撤回を求めておられます。職員組合のみなさんとの真摯な交渉の場に復帰することこそ行うべきであります。

反対理由の第三は、デフレ脱却、景気回復が叫ばれる時に、府職員給与100億円のカットを強行することは、京都の地域経済と消費を冷え込ませ、民間給与を押し下げ、景気回復に逆行するからであります。

金融機関の調査員の方が、産業連関表による独自試算をされていますが、今回の京都府の給与削減は二次波及に限定しても100億円を超えるマイナスの波及効果があり、GDP（府内総生産）を「0.145」押し下げると試算しています。京都自治労連の試算では 公務員、地方公務員、独立行政法人職員、民間医療・福祉労働者に波及すると、総計1078億円の賃金がマイナスになり、その結果、消費は962億円のマイナス、GDPは616億4000万円余のマイナスになるとしています。

連合京都の調査では、今春闘でベースアップはほとんどなく、一部の輸出企業のみが一時金の引き上げを行っているに過ぎません。流通関係職場や医療福祉分野では、すでに賃下げの影響が出始めています。

平成24年毎月勤労統計調査概要を見ますと、5人以上の雇用事業所の実質賃金指数は5年連続減少し、平成19年107.4から平成24年は95.4に下がっています。本府が給与費プログラムを実施し、正規職員を非正規に置き換え給与を削減した平成14年を境に現金給与総額が減り続けているのです。

今回の職員給与削減が地域経済にいつそう大きな打撃を与えることは明らかであります。

反対の理由の第四は、職員給与削減を実施しない選択肢を最初から放棄していることです。他府県でも、給与削減を実施しない団体が5団体、府内市町村でも5団体あることを見ても、給与削減を実施しない選択肢は存在するのであります。新潟県知事は、「いま、やらなければならないのは景気を回復し、所得をあげることだ」とのべ慎重に対応しています。こういう姿勢に学ぶべきであります。

財源的には、現在904億円ある府債管理基金を一時的に取り崩すことをはじめ、府職員あげて財源確保策を検討し、交付税カット分を賄う財政努力を行うべきです。

府債管理基金の取崩については、平成19年度に82億円、平成20年度に28億円取り崩しています。その説明は、「徹底した行財政改革を行ってもなお、財源が不足する中、府民サービスの維持向上をはかるため、公債費の財源として臨時的な措置として取り崩した」というものです。総務環境常任委員会で総務部長は、この経過を説明し、臨時的に事業費として取り崩すことが可能であることを認めました。また本

来、財政調整基金に一定の資金を繰り入れ、臨時の事態に備える努力を行う必要があったのではないのでしょうか。

いずれにしても、国が交付税をカットするという異常事態の中で、これまで昇給延伸や給与カットで400億円の財政再建に協力してきた職員に、これ以上のしわ寄せを行わず、府民にも地域経済にもしわ寄せをしないように財政努力することは当然必要なことであると考えます。

反対理由の第五は、京都府公立大学法人の人件費削減を、運営交付金の削減という形で要請したことです。これは、労使自治への明確な介入です。知事は、地方は国の奴隷でないとわれましたが、公立大学法人を京都府の奴隷にしているのはあなたではありませんか。ただちに改めるべきであります。

今回の府職員給与の削減は、地方自治の原則からも法的にも逸脱し、前提条件が崩れており、本来撤回すべきものであります。それを無視し強行することは、府政史上も汚点を残す暴挙であり、断じて認めるわけにいきません。そのことをきびしく指摘し、私の反対討論を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。